

新潟市社会的養護自立支援事業実施要綱

(目的)

第1条 社会的養護自立支援事業は、里親等への委託や、児童養護施設等への施設入所措置を受けていた者で、原則措置延長を行い20歳到達により措置解除された者のうち、自立のための支援を継続して行うことが適当な場合について、原則22歳に達する日の属する年度の末日まで、個々の状況に応じて引き続き必要な支援を実施することなどにより、将来の自立に結びつけることを目的とする。

(対象者)

第2条 本事業の対象者は、次のいずれかに該当する者であって原則本市が措置延長を行った20歳到達後から22歳に達する日の属する年度の末日までの間にある者のうち、特に支援の必要性が高いと市長が認める者とする。

ただし、疾病等やむを得ない事情による休学等により、22歳に達する日の属する年度の末日を超えて在学している場合であって、特に支援の必要性が高いと市長が認める者は、卒業まで引き続き支援を行うこととする。

(1) 児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設（以下「施設等」という。）

を退所又は、小規模住居型児童養育事業者、里親への委託を解除された者

(2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助が行われていた者（同項第2号に規定する満20歳以上義務教育終了児童等を除く。）

(事業内容)

第3条 本事業は第2に定める対象者の自立を支援するため、以下の支援を実施するものとする。

(1) 居住に関する支援

ア 第2に定める対象者が居住する場として、施設長、養育里親、養育者又は設置主体（又は経営主体）が養育里親の居宅、小規模住居型児童養育事業を行う住居（以下「ファミリーホーム」という。）、児童自立生活援助事業を行う住居（以下「自立援助ホーム」という。）、施設等、寮、寄宿舎、民間賃貸住宅等において居住の場を提供する場合に、居住に要する費用を支給する。ただし、自立援助ホームや施設等において居住する場合は、原則として定員外に一定枠を設けて実施することとする。（自立援助ホームや施設等の定員内で対象者を居住させて実施する場合には、措置費（定員に応じた事務費の保護単価）が支弁されるため、居住に要する費用の支給の対象外とする。）

イ 自立援助ホームや施設等において居住の場を提供する場合は、食事の提供など日常生活上の支援、金銭管理の指導、自立生活への不安や悩み等の相談に応じることができる施設職員の中から支援員を配置し、支援体制に十分配慮すること。

また、寮、寄宿舎、民間賃貸住宅等で実施する場合は、定期的に支援員、里親、ファミリーホームの養育者が様子を見に行くこと等により、日常生活上の支援、金銭管理の指導、自立生活への不安や悩み等の相談に応じることができるよう、支援体制に十分配慮すること。

ウ イの支援員は次の各号のいずれかに該当する者をもって充てること。

(ア) 児童指導員である者

(イ) 児童福祉施設に勤務していた経験のある者

(ウ) 被虐待児童等への自立支援に対する理解があり、市長が適当と認めた者

(2) 生活費の支給

ア 第2に定める対象者のうち措置解除後も引き続き里親の居宅、ファミリーホーム、自立援助ホーム、施設等、寮、寄宿舎、民間賃貸住宅等に居住する場合に、生活費を支給する。

なお、施設長、里親、養育者又は設置主体（又は経営主体）は、就学又は就労している対象者については、食事の提供及び居住に要する費用その他の日常生活で通常必要となるもので対象者に負担させることが適当と認められる費用については、対象者に負担させることができるものとする。

イ アに定める就学又は就労している対象者に負担させることができる金額は、継続支援計画等において明確に定めることとし、あらかじめ対象者に知らせ、同意を得なければならない。また、当該金額は、対象者の経済状況等に十分配慮した金額としなければならない。

ウ アの規定により対象者に費用を負担させた場合は、適正に処理するとともに、これに関連する諸帳簿を整備しなければならない。

（3）学習費等の支給

ア （1）又は（2）による支援を受けているものに対して、次の（ア）から（ク）に定める費用を支給する。

（ア）特別育成費（基本分）

高等学校に在学している者及び高等学校第一学年に入学する者を対象に、高等学校在学中における教育に必要な授業料、クラブ費等の学校納付金、教科書代、学用品費等の教科学習費、通学費等を支給する。

（イ）特別育成費（資格取得等特別加算）

高等学校第三学年の者を対象に、就職又は進学に役立つ資格取得又は講習等の受講をするために必要な経費を支給する。ただし、本市の判断により高等学校三学年の者以外に支給することが適当と認める場合には、支給して差し支えない。

なお、支給に当たっては、高等学校在学中に1回限りの支給とするので、同一者に重複して支給されないよう留意すること。

（ウ）特別育成費（補修費）

高等学校に在学している者及び高等学校卒業者のうち大学等に在籍していないかつ就労していない者であって大学等への進学を希望する者を対象に、学習塾等を利用した場合にかかる経費を支給する。

(エ) 特別育成費（補修費特別分）

(ウ) の対象者であって特別な配慮が必要な者に対して、個別学習支援を利用する場合にかかる経費を支給する。

(オ) 就職支度費（一般分）

就職することとなった者を対象に、事業者において対象者の就職に際し必要な寝具類、被服類等に充てるため、現物給付又は口座振込の方法で購入に必要な経費を支給することとし、支給に当たっては、雇用先の採用証明書等の写しを徴すること。

就職の形態については正規雇用が望ましいが、正規雇用以外の場合でも支給して差し支えないこととする。

なお、昼間過程の高校生及び大学生等のアルバイトは就職に該当しないので、留意すること。

また、過去に就職支度費を支給された者は対象外であること。

(カ) 就職支度費（特別基準分）

(オ) の支給対象者のうち、次の i 又は ii のいずれかに該当する者については、(オ) に加えて就職に際し必要な住居費、生活費等を支給する。

ただし、公的年金給付（児童扶養手当法（昭和 36 年法律第 238 号）第 3 条第 2 項の公的年金給付をいう。）の受給者である場合には対象とならないので、留意すること。

- i 保護者のいない（死亡あるいは行方不明）者
- ii 保護者がいる場合でも、養育拒否、虐待、放任等養育が適切でなく、保護者から就職するために必要な経済的援助が見込まれない者

(キ) 大学進学等自立生活支度費（一般分）

大学等へ進学することとなった者を対象に、事業者において対象者の進学に際し必要な学用品、参考図書類等に充てるため、現物給付又は口座振込の方法で購入に必要な経費を支給することとし、支給に当たっては、進学先の合格通知書等の写しを徴すること。

また、過去に大学進学等自立生活支度費を支給された者は対象外であること。

(ク) 大学進学等自立生活支度費（特別基準分）

(キ) の支給対象者のうち、次の i 又は ii のいずれかに該当する者については、(キ) に加えて進学に際し必要な住居費、生活費等を支給する。

ただし、公的年金給付（児童手当法（昭和 36 年法律第 238 号）第 3 条第 2 項の公的年金給付をいう。）の受給者である場合には対象とならないので留意すること。

i 保護者のいない（死亡あるいは行方不明）者

ii 保護者がいる場合でも、養育拒否、虐待、放任等養育が適切でなく、保護者から進学するために必要な経済的援助が見込まれない者

イ 日中に就業し、かつ、夜間大学等へ就学する者については、就職支度費及び大学進学等自立生活支度費の双方の対象となる場合があるが、この場合においては、特別基準分を除き、併給して差し支えない。

(支給額)

第 4 条 第 3 の規定により市が支給する額は、平成 19 年 12 月 3 日付け厚生労働省発雇児第 1203001 号「児童虐待・DV 対策等総合支援事業費国庫補助金交付要綱」に定める額とする。

(支援の実施の申請)

第5条 第3の規定により支援を受けようとする場合、施設長、里親、養育者又は設置主体(又は経営主体)は別記第1号様式に必要書類を添え、市長に提出しなければならない。ただし、前年度から引き続き支援を受ける場合には、この限りでない。

(支援の実施の認定)

第6条 市長は、第5の規定により書類の提出があったときは、その内容を審査のうえ、認定する場合は別記第2号様式により施設長、里親、養育者又は設置主体(又は経営主体)に通知する。

(支援の実施の報告)

第7条 第6の規定により認定を受けた施設長、里親、養育者又は設置主体(又は経営主体)は別記第3号様式に必要書類を添え、当該支援を実施した翌年度の4月15日までに市長に提出しなければならない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別記第1号様式

社会的養護自立支援事業実施申請書

年 月 日

(宛先)新潟市長

住所

氏名



〔法人にあつては、名称、主たる
事務所の所在地及び代表者の氏名〕

社会的養護自立支援事業による支援の実施について、次のとおり申請します。

施設等名 又は里親氏名			
施設等所在地 又は住所			
対象者の状況	氏名		
	生年月日	年	月 日
	就学者・就労者の区分		
	措置・委託解除 (予定)年月日		
	支援実施期間	年 月 日	～ 年 月 日
支援が必要である理由及び支援内容			
支給見込み額	月額 (A)	円	(A)の内訳 居住費 円 生活費 円
	支給月数 (B)	月	/
	総額 (A) × (B)	円	
要綱第3(2)アに定める本人負担額		月額	円

※継続支援計画を添付すること

別記第2号様式

第 年 月 日
号

様

新潟市長

社会的養護自立支援事業の実施の認定について（通知）

年 月 日付けで申請のありましたこのことについて、下記のとおり認定します。

記

対象者氏名		(年 月 日生)
支給額	月額	円
	〔うち居住費	円〕
	生活費	円〕

別記第3号様式

社会的養護自立支援事業実施報告書

年 月 日

(宛先)新潟市長

住所

氏名



〔法人にあつては、名称、主たる
事務所の所在地及び代表者の氏名〕

社会的養護自立支援事業による支援の実施について、次のとおり報告します。

施設等名 又は里親氏名							
施設等所在地 又は住所							
対象者の状況	氏名						
	生年月日	年	月	日			
	就学者・就労者の区分						
	措置・委託解除 (予定)年月日						
	支援実施期間	年	月	日	年 月 日		
支援の実績	実施した 支援の内容	支援員の配置状況 (自立援助ホーム又は施設等において支援を実施した場合)	氏名	資格等			
			氏名	資格等			
		支給金額	(A)の内訳				
	月額(A)		円	居住費	円	生活費	円
	支給月数(B)		月	/			
	総額(A)×(B)	円					
要綱第3(2)アに定める本人負担額			月額	円			